国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十三号）第十条第一項	国土交通省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十二号）第十二条第一項	環境省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第十七条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十八号）第十一条第一項	文部科学省令	同条第三項	一般会計
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二十一条第一項	文部科学省令・経済産業省令	同条第二項	一般会計（同法第二十条第一項第一号の業務に係る勘定において借入金にあっては、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定）
国立研究開発法人がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十条第一項	厚生労働省令	同条第二項	一般会計
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十七条第一項	内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令・経済産業省令	同条第三項	一般会計

別表第三（第二十一条―第二十四条関係）

一	二	三	四	五
独立行政法人国立公文書館	国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十二条第一項	内閣府令	同条第三項	一般会計
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）第十一条第一項	農林水産省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人製品評価技術基盤機構	独立行政法人製品評価技術基盤機構法第十二条第一項	経済産業省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十二年法律第二百十七号）第十一条第一項	防衛省令	同条第三項	一般会計
独立行政法人統計センター	独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）第十三条第一項	総務省令	同条第三項	一般会計

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第三十条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

第五号から第七号までを次のように改める。

五　国立研究開発法人海洋研究開発機構

六　国立研究開発法人科学技術振興機構

七　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

第四十一号を次のように改める。

四十一　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

第八十九号を次のように改める。

八十九　国立研究開発法人理化学研究所

第九十四号から第百二号までを次のように改める。

九十四　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

九十五　国立研究開発法人農業生物資源研究所

九十六　国立研究開発法人農業環境技術研究所

九十七　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター